

ID: 586

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第7項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の2及び第90条		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】 法第87条の2及び第90条の準用における法第9条第7項の規定による。 (違反建築物に対する措置) 第9条 7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日